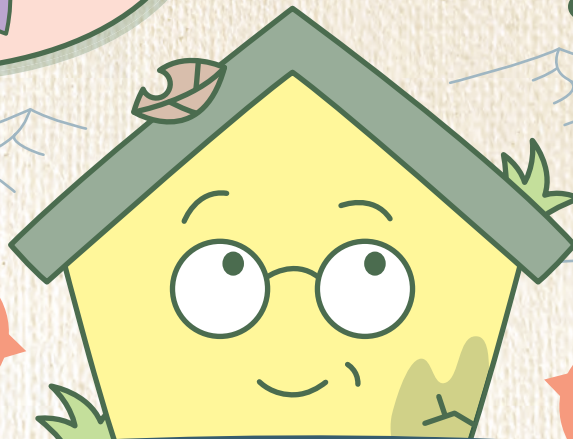
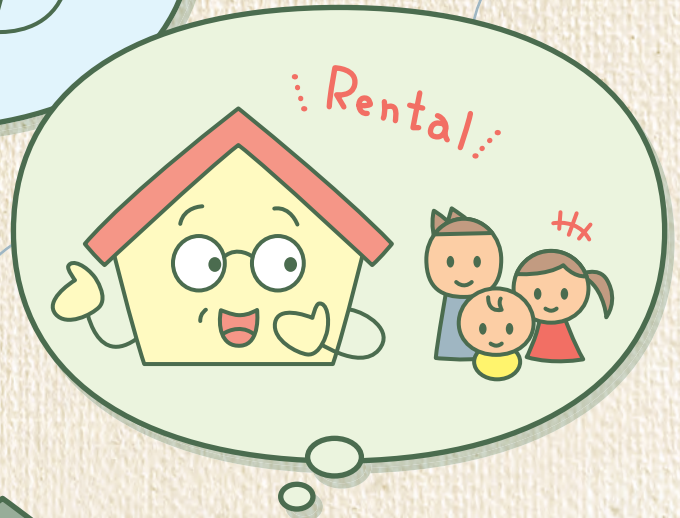
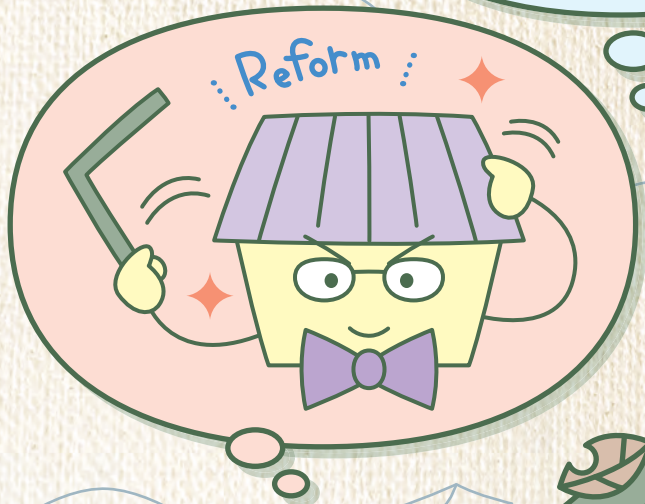
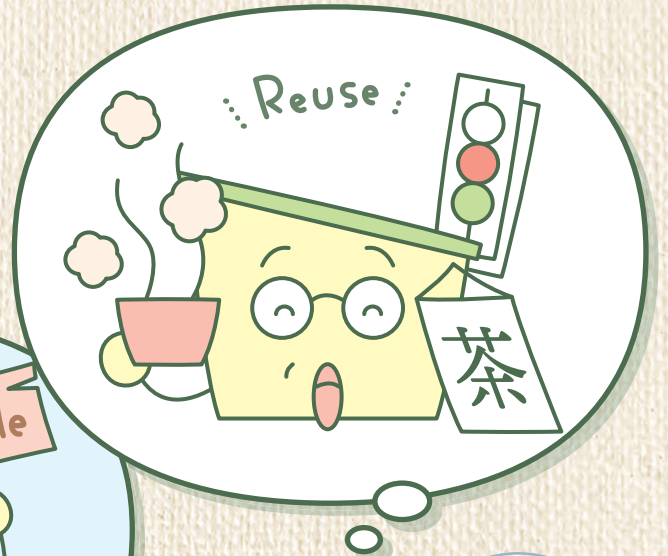


# どうする？うちの空き家



2026年  
保存版

北茨城市 空き家の手引き

北茨城市 × 株式会社サイネックス



売却

管理

解体

リフォーム

賃貸

# 北茨城市 空き家の手引き



令和8年3月発行

## 発行

北茨城市 / 株式会社サイネックス

## 制作

株式会社サイネックス 東京本部  
〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3  
TEL.03-3265-6541(代表)

## 広告販売

株式会社サイネックス 水戸支店  
〒310-0803 茨城県水戸市城南2丁目9番12号  
TEL.029-224-3070

※掲載している広告は、令和8年2月現在の情報です。

無断で複写、転載することはご遠慮ください。

QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。

## もくじ

- 「空き家」を放置していませんか? …… 2
- 空き家について考えてみましょう! …… 4
- 我が家の将来を考えよう …… 6
- 空き家を所有することになったら …… 8
- 空き家を管理する場合には …… 10
- 空き家を管理できない場合には …… 12
- 売却のこと …… 14
- 賃貸のこと …… 15
- 解体のこと …… 16
- 空き家の相談窓口 …… 18
- 空き家バンク …… 20

〈 広 告 〉

循環型社会の構築をめざして  
土に還し、水に還し、社会に還す

廃棄物処理業・高圧洗浄事業  
建設工事業・再生砕石販売業

# 新 新和企業有限公司

〈本 社〉 北茨城市磯原町木皿824番地  
〈総合事務所〉 北茨城市中郷町小野矢指127  
電話 0293-42-5211  
〈処 理 場〉 北茨城市磯原町大塚字松ノ木田1399  
電話 0293-42-6211



# 「空き家」を放置していませんか？



## 空き家とは

継続して居住や使用のない住居やその他の使用もなされていない建物や敷地のこと

### 空き家放置のリスク



北茨城市では、平成27年に国が施行した「空家等対策の推進に関する特別措置法」を契機に、「北茨城市空家等対策計画」を定め、所有者・管理者への指導などの取り組みを進めています。



空き家を放置していると、**固定資産税が最大6倍になる!?**

空き家を適切に管理していないと自治体から勧告を受け、固定資産税における住宅用地特例から除外されます。

また、法改正により勧告対象が拡大しています。

〈広告〉

# 空き家

## 所有する空き家でお悩みの方は 私たちにご相談下さい!

# 有限会社 福升

一級建築士事務所 茨城県知事A4080号(0404)  
宅地建物取引業 茨城県知事(1)第7485号

営業時間: 9:00~17:00  
定休日: 日曜日

**0293-43-5751**

FAX.0293-42-0247

〒319-1541 北茨城市磯原町磯原533-1

<https://www.fukushou-kenchiku.jp/>

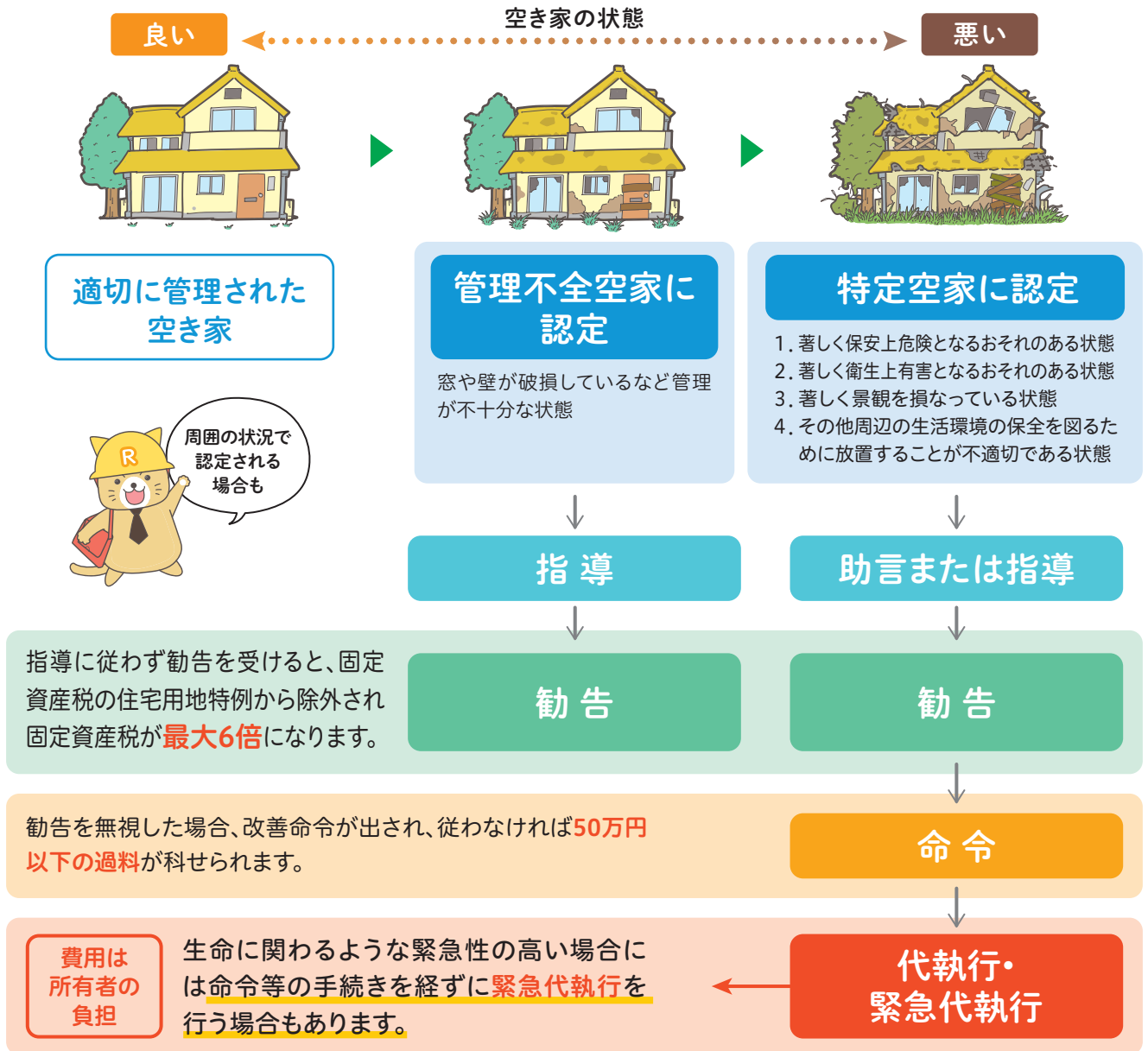


FUKUSYOU.KITAIBARAKI



# 空き家を放置し続けると…

## 空き家の状態の確認



〈 広 告 〉

# 遺品整理 生前整理

空き家・ゴミ屋敷片付け

特殊清掃

不用品回収

ハウスクリーニング

エアコンクリーニング

## 遺品整理はお任せください!!

**株式会社 ATy** 営業時間/9時~18時

茨城県北茨城市関南町関本下117

遺品整理士の有資格者も在籍しており  
どのようなご相談も御受けいたします。

☎070-5362-9723



# 空き家について考えてみましょう!



## 空き家管理・活用実践フロー

知りたいことは何ですか?



我が家の将来について考えましょう!

P6・7  
参照

次世代への引き継ぎについて事前に考えましょう!

遺言書を残すなど、誰に家を引き継いでもらいたいかなどを明確にしておくことで、残された家族が悩んだり、争うことがないように準備することが重要です。

空き家を所有することになりました

P8・9  
参照

空き家の所有者には管理責任があります!

空き家を放置し続けると倒壊、火災等の危険性や防犯、衛生上の課題も生じます。  
空き家の所有者には法的にも管理責任があります。

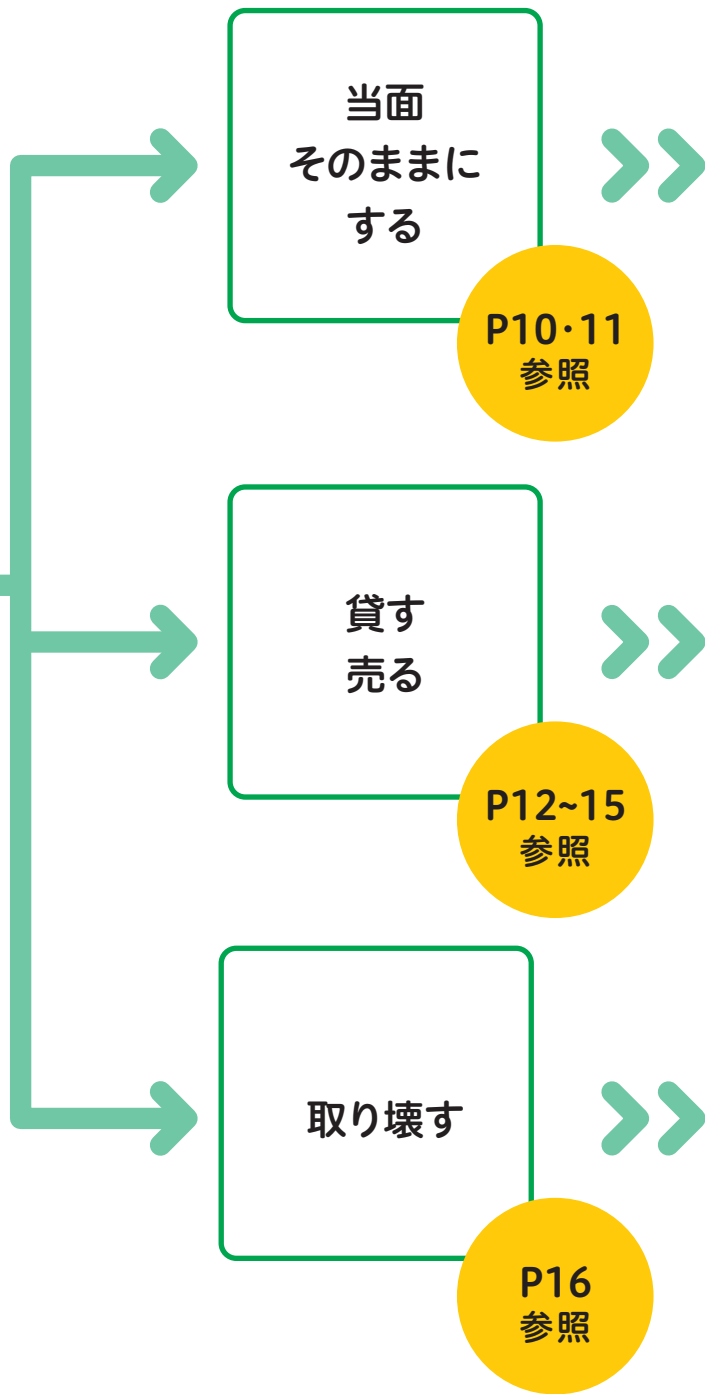
空き家の使い方を考えましょう!

P8・13  
参照

家財処分、相続等について知りましょう!

空き家の使い方を決めるにあたっては家財の処分や相続手続き等の理解を深めることが重要です。また売却や賃貸の可能性がある場合には、事前に相談する不動産や空き家バンクについて調査しましょう。





### 適切な管理を！

当面はそのままにする場合でも、いずれは活用する(自分で住む、賃貸・売却する等)ときのために、適切な管理が必要です。



### 有効に活用しましょう！

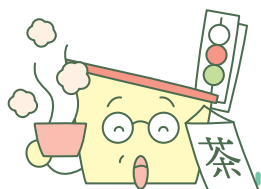
空き家バンク又は不動産業者を利用し、空き家の活用を考えましょう。併せて、改修や契約について考えることが重要です。



### 壊すことも管理の一つ！

倒壊の危険性の高い老朽化した空き家や管理が困難な空き家に対しては、取り壊しもお検討ください。





# 我が家の将来を考えよう



どのように次世代に引き継ぐか考えよう。

## ① 現在の登記を確認しよう。

土地や建物の所有権に関しては、不動産登記の義務付けがなかったため、従前所有者の名義のままになっていることがあります。所有権を証明できなければ、次世代への適切な相続や活用ができなくなります。不動産登記の名義を確認し、現在の所有者になっているか確認しましょう。



## ① 相続人全員で話し合いをしよう(遺産分割協議)。

それぞれの相続人には法定相続分があります。遺産分割協議をしない場合、相続人の持分割合により相続登記を行います。遺産分割協議をすることにより、特定の相続人の単独名義や特定の共有名義とすることができます。ただし、遺産分割協議は相続人全員の同意が無ければ無効となりますので注意が必要です。

なお、話し合いがまとまらない場合、家庭裁判所にて遺産分割調停により解決を図る方法もあります。



## ① 困ったときは専門家に相談しよう。

不動産登記の確認や相続税の計算、相続人の権利関係、遺言書の作成に関しては、専門的な知見が必要です。それぞれの悩みに応じて、法務局、税理士、弁護士、司法書士などの専門家に相談しましょう。

### 空き家に関する相談窓口

空き家に関する  
相談への対応

空き家に関する相談は、「適切な管理」と「利活用」の二つに区分されます。空き家の利活用については、空き家が発生した時点で、利活用等の相談を受けられるように関係課と連携しています。

また、管理不十分な空き家の相談は、関係課や協議会、関係団体と連携・相談し対応します。

相談窓口

都市建設課 TEL.0293-43-1111





## ① 意思表示をしておこう。

家や土地など分割が難しい相続財産をめぐるトラブルを防止するため、家族間での話し合いや遺言書の作成など、次世代に引き継ぐための準備を行いましょ。

遺言書には、一般的に「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」があり、それぞれにメリット・デメリットがあります。それぞれの特徴を理解して、最適な形式を選びましょ。

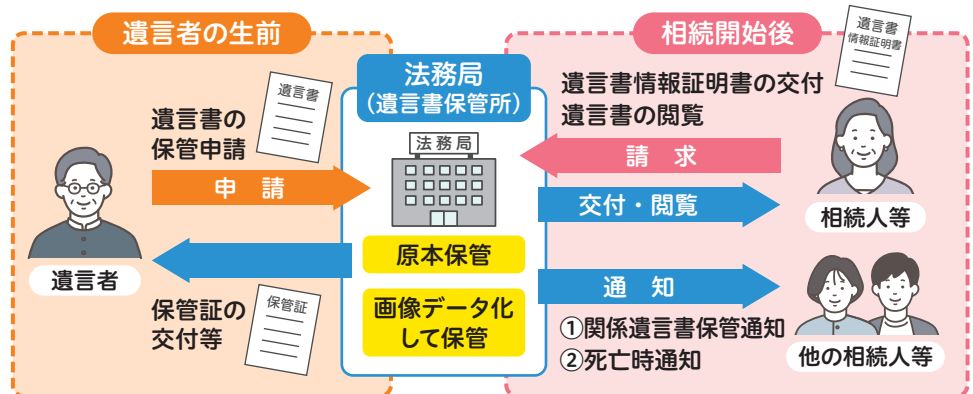


	自筆証書遺言		公正証書遺言
作成方法	<b>遺言者本人の自筆で記述</b> ※パソコンでの作成は無効だが、財産目録の作成には使用可能 		<b>遺言者本人が公証人に口頭で遺言内容を伝え、公証人が文章にまとめます。</b> ※実印・印鑑証明書、登記簿謄本などが必要
証人	不要		2人必要
保管場所	自宅等	法務局 (自筆証書遺言書保管制度)	原本は公証役場
費用	不要	必要(3,900円)	必要(財産額によって異なる)
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 手軽に作成できる</li> <li>● 費用がかからない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 手軽に作成できる</li> <li>● 紛失・隠匿・偽造のおそれがない</li> <li>● 死後に、遺言書保管の通知がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 形式不備等により無効になるおそれがない</li> <li>● 紛失・隠匿・偽造のおそれがない</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 紛失・隠匿・偽造のおそれがある</li> <li>● 文意・形式不備等により無効となるおそれがある</li> <li>● 家庭裁判所の検認手続きが必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 文意不明等により無効となるおそれ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 手間がかかる</li> <li>● 費用がかかる</li> </ul> 

### CHECK

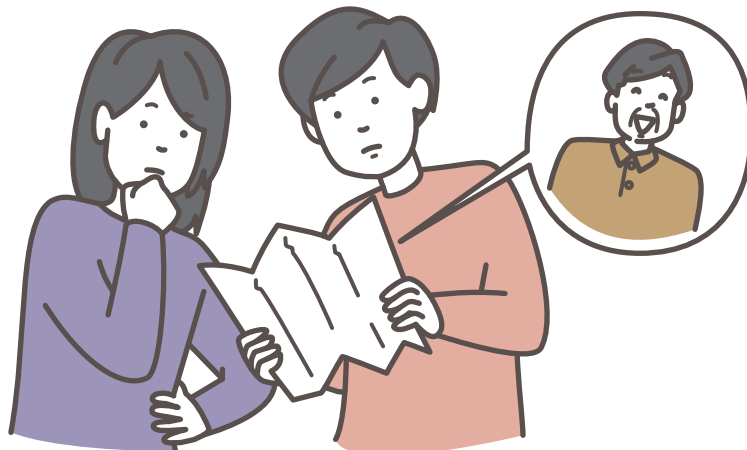
## 自筆証書遺言書保管制度

自筆証書遺言書の紛失や隠匿、偽造や改ざんを防ぐため法務局で、遺言書の原本と、その画像データを保管する制度です。



問 水戸地方法務局 日立支局 TEL 0294-21-2253

出典: 政府広報オンライン「自筆証書遺言書保管制度」(<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/202009/1.html>)





# 空き家を所有することになったら



## 相続登記をしよう

**問** 水戸地方法務局 日立支局

**住所** 日立市弁天町二丁目13番15号  
(日立法務総合庁舎)

**TEL** 0294-21-2253

親族の死亡等により空き家を相続した場合は、相続人への名義の変更(相続登記)を行いましょ。相続登記がされず、前所有者(故人等)の名義のままになっていると売買などの支障となります。きちんと相続登記を済ませておきましょう。

PROCESS 01 **必要な情報を収集しよう。**

- 法務局にて  
空き家の名義人を調べるための登記事項証明書を取得
- 各市町村にて  
固定資産全部証明書・名寄帳等を取得
- 各市町村にて  
相続人確定のための戸籍証明書を取得

PROCESS 02 **相続人全員で話し合いましょう。**

遺産分割協議をすることにより、特定の相続人の単独名義や特定の共有名義とすることができます。ただし、遺産分割協議は相続人全員の同意がなければ無効となりますので注意が必要です。遺言書などにより相続する人が決まっている場合は、協議は不要です。



遺産分割協議

PROCESS 03 **申請書、添付書類を用意の上、法務局へ登記申請をしよう。**

ご自身で相続登記をすることが難しい場合、登記の専門家である司法書士に依頼することもできます。

PROCESS 04 **法務局の審査を経て、問題がなければ相続登記が完了します。**

### 戸籍証明書の請求が便利になりました。

最寄りの市区町村の窓口で戸籍証明書等が請求できます。

- 本籍地のある遠方に行かなくてもOK!
- 必要な戸籍の本籍地が全国各地に分かれていても、1か所の市区町村の窓口でまとめて請求可能!



法務省広域  
交付案内





## 法定相続

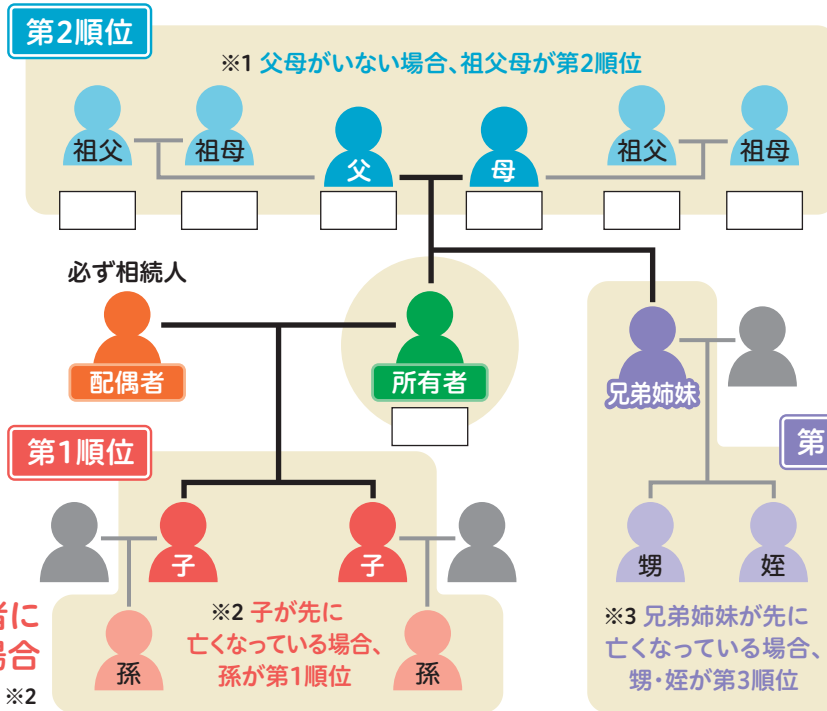
基本的な相続の順番は？

基本的な相続の順番は、下図のようになります。

遺産は、まず **第1順位** の相続人に相続権があり、子がない、または相続放棄をした場合には、次の順位の相続権がある人が相続人となります。

所有者が亡くなった場合

法定相続人（相続関係図の例）



所有者に子がない場合  
配偶者と父母 ※1



子ども父母もいない場合  
配偶者と兄弟姉妹 ※3

所有者に子がいる場合  
配偶者と子 ※2

〈 広 告 〉

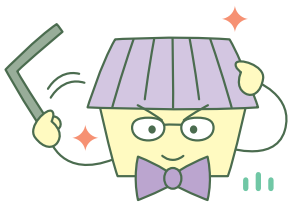
# 相続税・贈与税 についてご相談ください



石川浩司税理士事務所

〒319-1703 北茨城市大津町字五浦3-50-1  
TEL.0293-24-9981 FAX.0293-24-9983





# 空き家を管理する場合には



## 近隣に迷惑をかけないようにしよう

### ① 空き家は定期的な点検と管理が大切です！

人が出入りをし、適切に管理することで建物の老朽化の抑制につながります。具体的には定期的な通風、換気、通水、掃除を行うことで老朽化の進行を抑制することができます。次の作業項目を参考に、月1回程度の頻度でできるだけこまめに取り組むようにしましょう。また、大雨や台風、地震のあとは、建物に被害がないか必ず点検しましょう。



### ② 自分でできる管理方法

	作業項目	作業内容	注意点
内部	通風・換気(60分程度)	<input checked="" type="checkbox"/> すべての窓・収納扉(押入れ・クローゼット)の開放 <input checked="" type="checkbox"/> 換気扇の運転	建物を傷めないためには、できるだけ頻繁に行いましょう
	通水(3分程度)	<input checked="" type="checkbox"/> 各蛇口の通水 <input checked="" type="checkbox"/> 各排水口に水を流す(防臭、防虫のため)	
	掃除	<input checked="" type="checkbox"/> 室内の簡単な清掃	
外部	郵便物整理	<input checked="" type="checkbox"/> ポスト、玄関に投函された郵便物・配布物の整理	ご近所の迷惑にならないよう念入りに行いましょう
	敷地内清掃	<input checked="" type="checkbox"/> 敷地内の落ち葉やごみの清掃	
	草取り 庭木の剪定	<input checked="" type="checkbox"/> 草取り、越境している枝やツルの剪定 <input checked="" type="checkbox"/> 庭木の剪定、消毒	
点検	雨漏りの有無	<input checked="" type="checkbox"/> すべての部屋に雨漏りがないか	大雨や台風、地震のあとは必ず点検を行いましょう
	建物の傷み	<input checked="" type="checkbox"/> 建物に傷んでいるところはないか	
	設備の傷み	<input checked="" type="checkbox"/> 水漏れなどがいないか	

〈 広告 〉

浄化槽保守点検業・浄化槽清掃業・一般廃棄物収集運搬業



## 有限会社 磯原清掃サービス

北茨城市磯原町上相田 845-12

☎ 0293-42-0622

FAX 0293-42-1370

# ① 空き家の傷み具合チェックシート



定期的に  
点検  
しましょう

## 外部まわり



### ☑ 屋根

- 屋根材の異状  
(ズレ、割れ、さび、苔、ハガレ)



### ☑ 外壁

- 外壁の異状(汚れ、色あせ、さび、苔、ハガレ、ヒビ)
- 鉄筋の露出



### ☑ 軒裏

- 軒裏部分の異状  
(シミ、汚れ、浮き、苔、ハガレ)
- 鉄筋の露出



### ☑ 擁壁

- 水抜き穴の詰まりの有無
- ひび割れの有無
- 目地の開きの有無



### ☑ 雨とい

- 水濡れ、ハズレ、ヒビ、割れ



### ☑ 塀

- 塀の異状  
(汚れ、傾き、崩れ)



### ☑ 窓・出入口ドア

- ガラス、建付けの異状  
(割れ、ヒビ、開閉の不具合、傾き、施錠の不具合)



### ☑ 家まわり

- 樹木、雑草の繁茂
- 害虫、害獣の発生



### ☑ バルコニー

- 床材、手すりの異状  
(破れ、虫食い、腐朽、反り、たわみ、さび、ぐらつき)



### ☑ 土台・基礎

- 基礎、土台の異状  
(ヒビ、割れ、傾き、腐朽、虫食い、蟻道)

## 内部・設備



### ☑ 天井

- 天井材の異状  
(ハガレ、たわみ、浮き、シミ、カビ)



### ☑ 壁

- 壁材の異状  
(ハガレ、浮き、シミ、カビ、割れ)



### ☑ 床

- 床材の異状  
(ハガレ、浮き、シミ、カビ、割れ、傾き)



### ☑ 室内ドア・障子

- 建付けの異状  
(開閉の不具合、傾き)



### ☑ 設備

- 給水、排水の不具合  
(赤水、詰まり、臭い、水漏れ)

〈 広 告 〉



リノベーション  
外構 解体  
片付け お掃除  
住まいのなんでも



リフォーム専門店  
株式会社駒木根工業

☎0293-30-0005

弊社はサポートカンパニーとして  
水戸ホーリーホックを  
応援しています。





# 空き家を管理できない場合には



## 空き家の売却、賃貸を検討しよう

今後使用する予定がなく、空き家の維持管理ができない場合、売却、賃貸などを検討する必要があります。特に老朽化が進んだ建物は、修繕や改修に要する費用が大きくなりますので、以下を参考に早めに売却や賃貸などを検討しましょう。



### 売却・賃貸の準備

家財道具や残置物の整理、処分をしよう

空き家の売却、賃貸、解体などをお考えの場合、空き家の中にある家財や荷物を整理することが必要です。

早い段階から整理を進めることにより、その後の活用を円滑に進めることができます。

なお、遺品や仏壇などがあり、自力で処分することが困難な方は、民間の家財整理専門業者や仏具店等を活用するのも一つの方法です。



### 売却・賃貸の検討

不動産業者に相談しよう

#### → 売却

不動産業者との媒介契約により仲介を依頼するのが一般的です。また、業者が買取り、リフォーム後に販売する買取再販も多くなっています。事業者によって価格が異なることも多いので、複数の不動産業者に査定してもらいましょう。

#### → 賃貸

空き家は、リフォームしてから賃貸するのが一般的です。また、近年、借り手が自由にリフォームすることを許容して賃貸するケースもでてきています。

方法によって、それぞれメリット・デメリットがありますので、地元の不動産業者に相談しましょう。



### 売却・賃貸が困難な場合

解体を検討しよう

売却・賃貸が困難な空き家については、解体をして駐車場などとして「土地」を活かすといった方法もあります。土地活用の可能性は、土地の周辺状況などによって異なります。解体を行う前に建築士や不動産業者へ相談しましょう。



## ① 売却・賃貸のヒント

どこの不動産業者に相談すればよいかわからない場合には？

空き家周辺の地元不動産業者に相談してみても…

売却するのに費用負担が難しい場合には？

解体費や測量費などを含む売却を不動産業者に相談してみても…

売り出したいが、家に欠陥があってトラブルにならないか？

建物状況調査(インスペクション)をしてみても…



借地で空き家が売却できない場合には？

借地契約を延長して賃貸を検討してみても…

古くて貸せるか悩んでいる場合には？

固定資産税相当分の家賃で賃貸できないか不動産業者に相談してみても…

狭小土地や接道不良土地で売却が難しい場合には？

隣の家に買ってもらえないか提案してみても…

耐震改修済み、リフォーム済み  
をアピールする場合には？

建物状況調査を実施し、安心R住宅※として売却を検討してみても…

※「安心R住宅」とは、これまでの既存住宅(中古住宅)のマイナスイメージを払拭するため一定の条件を満たした住宅の広告に、国が商標登録したロゴマークを付けて、物件選びに役立つ情報を消費者の皆さまへ分かりやすく提供する仕組みです。

CHECK



### 相続した土地を国が引き取る制度が始まりました

令和5年4月27日より、相続した土地を国が引き取る「**相続土地国庫帰属制度**」が始まりました。これは、相続等によって土地の所有権を取得した相続人が、法務大臣(窓口は法務局)の承認により、土地を手放して国庫に帰属させることができる制度です。詳しくは法務省ホームページでご確認ください。



法務省

**問** 水戸地方法務局 不動産登記部門

**住所** 水戸市北見町1番1号  
(水戸法務総合庁舎)

**TEL** 029-221-5130





# 売却のこと



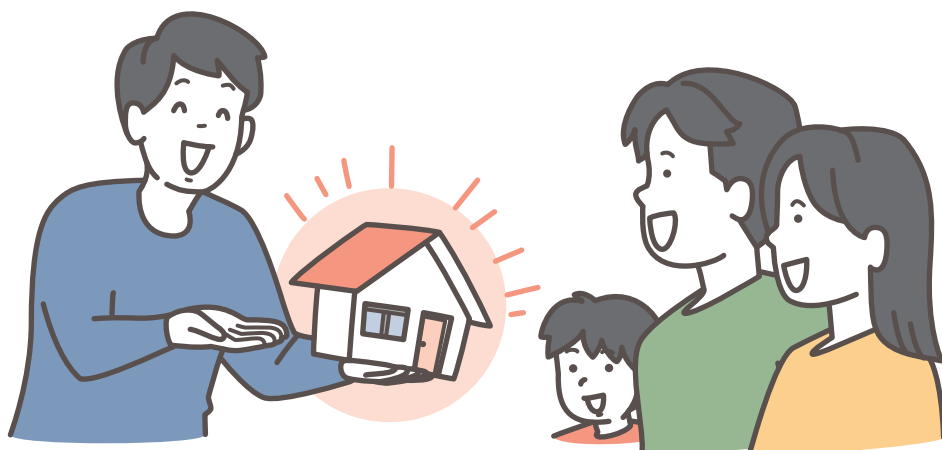
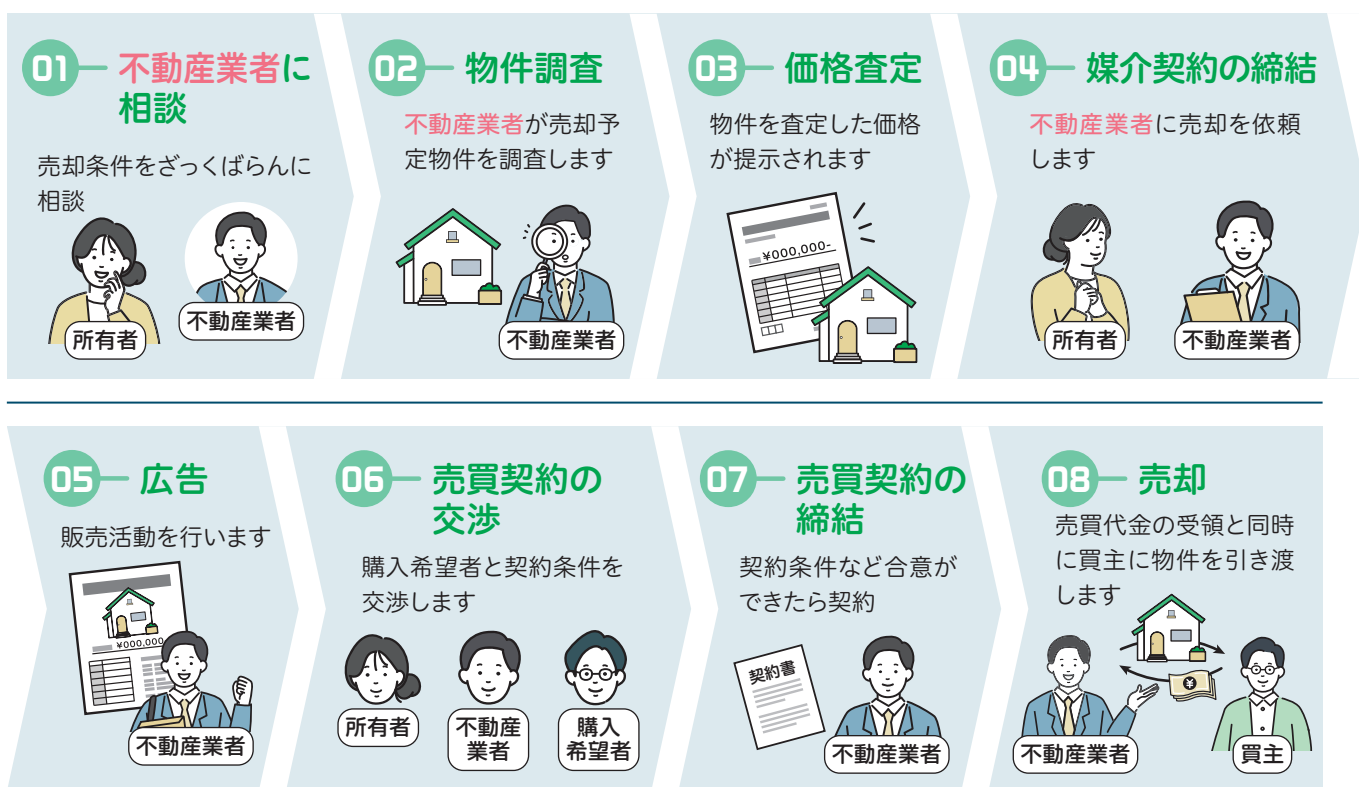
## メリット

- ・維持管理にかかる手間とお金が不要
- ・一時的にまとまったお金が得られる
- ・現金化することで遺産分割しやすくなる
- ・経年劣化による将来下落するリスクの回避

## デメリット

- ・思い入れがある建物が失われる
- ・希望価格で売れない可能性
- ・境界確認など手間や経費が掛かる可能性

## 🔦 専門家が一緒に考えます(相談から売却までの流れのイメージ)





# 賃貸のこと



## メリット

- ・家賃収入が得られる
- ・建物(資産)を持ち続けられる
- ・担保にできるため融資が受けられる
- ・換気や通水などの管理が不要になる

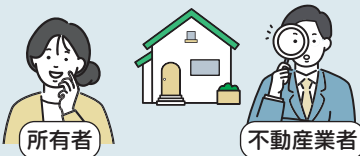
## デメリット

- ・入居者がいない場合には収入が得られない
- ・入居者とトラブル(家賃滞納等)のリスク
- ・リフォームする場合には経費が掛かる

## ① 相談から賃貸までの流れのイメージ

### 01 不動産業者に相談

物件の調査も行います



### 02 物件調査 (リフォームをする場合)

- ・建築士等が賃貸予定物件を調査し、リフォーム計画を行う
- ・計画が決まれば、見積書を作成

※リフォームを行わない場合は04へ



### 03 リフォーム

見積書を確認し建築士等にリフォームの依頼



### 04 媒介契約の締結

不動産業者に賃貸の仲介を依頼します



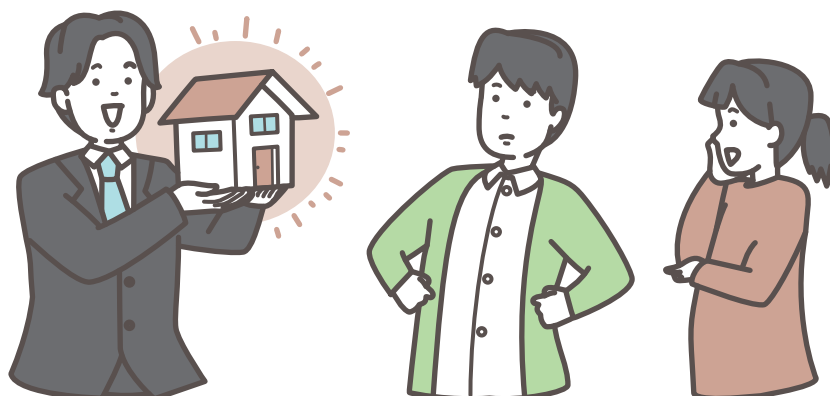
### 05 賃貸契約の締結

不動産業者の仲介により入居者と契約



### 06 賃貸開始

所有者が、建物と入居者を管理するのか? 不動産業者に依頼するのか? 相談してください





# 解体のこと



## メリット

- ・土地を売却しやすくなる
- ・土地を売却し現金化することで遺産分割しやすくなる
- ・維持管理にかかる手間とお金が不要

## デメリット

- ・解体経費が必要となる
- ・固定資産税の軽減措置が適用されなくなる
- ・解体した土地に再建築できない場合がある

## ① 相談から解体までの流れのイメージ

解体経費の見積りは、費用や内容が適正かどうかの確認のため、複数業者に依頼しましょう。  
解体後の土地利用も一緒に考えます。

複数業者に！



### 01 解体業者に相談

見積り依頼を行います



所有者

建築士等

### 02 物件調査

建築士等が現地調査します



建築士等

### 03 見積り

調査結果に基づき、見積書を作成します



### 04 解体工事契約の締結

見積金額や内容を確認し、**建築士等**と契約します



建築士等

### 05 工事準備

施工計画や近隣対策などを行います



建築士等

### 06 建物内残存物の整理や処分

電気、ガス等の業者連絡。衣類や家具などの移動や処分



所有者

### 07 近隣への挨拶

騒音や振動等が伴う工事なので、ご近所に挨拶されるとよいでしょう(解体業者が代行する場合もあります)

### 08 解体

工事完了。現地確認し、工事代金を支払います



解体した建物は、滅失登記をしましょう

〈 広告 〉

## 土木工事 解体工事

茨城県知事許可 第26154号

**株式会社 樋本土木工業**

北茨城市中郷町小野矢指720-12  
TEL 0293-42-6352  
FAX 0293-44-8011

「利益よりもお客様第一。お客様の安心感、満足度ファースト」

- ① 良心的な値段と丁寧な対応説明をします
- ② 着工までの相談や、やり取りを納得いくまで何度でも行います
- ③ 近隣への迷惑をかけない配慮をします

- ≡ 空き家を早めに処分したい
- ≡ 家族に迷惑をかけずに解体費用や税金で安心したい

空き家の不安と悩みを一発解消!

個人のお客様が助かる **解体屋**さん

結局、堅実なのは専門店への依頼です

私たちは福島県いわき市の家屋解体業者です。お客様に一番喜ばれ次の新しい時代につなげる事を使命にしています。



福島県知事許可(般-3)第32580号

株式会社 快心クリーン

KAISHIN CLEAN

<https://kaisin-clean.com>

〒972-8324 福島県いわき市桜ヶ丘 2-60

事業内容 ・解体工事業・総合建設業  
・産業廃棄物収集運搬業  
・福祉サービス事業

許可番号 ・産業廃棄物収集運搬業 第00709204513号  
・産業廃棄物収集運搬業 第00801204513号  
・解体工事施工技士登録 No19130188  
・古物商許可 第251218000361号  
・一般建築物石綿含有建材調査者

解体工事の相談窓口



**0246-43-6534**





# 空き家の相談窓口



## ① 空き家に関すること

担当窓口（事業者団体）	電話番号	備考
都市建設課	0293-43-1111	開庁時間 8:30～17:15 (土日・祝日・年末年始を除く)

## ② 固定資産税に関すること

担当窓口（事業者団体）	電話番号	備考
税務課	0293-43-1111 内線156～159	開庁時間 8:30～17:15 (土日・祝日・年末年始を除く)

## ③ 相続・登記に関すること

担当窓口（事業者団体）	電話番号	備考
税務課	0293-43-1111 内線156～159	開庁時間 8:30～17:15 (土日・祝日・年末年始を除く)
水戸地方法務局日立支局	0294-21-2253	開庁時間 8:30～17:15 (土日・祝日・年末年始を除く) ※事前予約制(月・水・金9:00～16:00)

〈 広 告 〉

## 新しいライフステージへお手伝いいたします



社団法人 全国宅地建物取引業連合会会員  
社団法人 茨城県宅地建物取引業協会会員  
茨城県知事免許(4)第6744号

## 株式会社 A I エステート

代表取締役 會田 和 一

〒319-1541 北茨城市磯原町磯原4丁目63番地

tel.0293-43-3101 fax.0293-43-3201

■営業時間／9:00～18:00

■定休日／毎週水曜日・日曜日

 茨城司法書士会 司法書士総合相談センター

担当窓口（事業者団体）	電話番号	備考
茨城司法書士会 (司法書士総合相談センター)	029-212-4500	電話相談 毎週火曜日16:00~18:00 ※予約不要
	029-212-4515	
	029-306-6004	





# 空き家バンク



## 住まなくなった家を空き家バンクに登録しませんか？

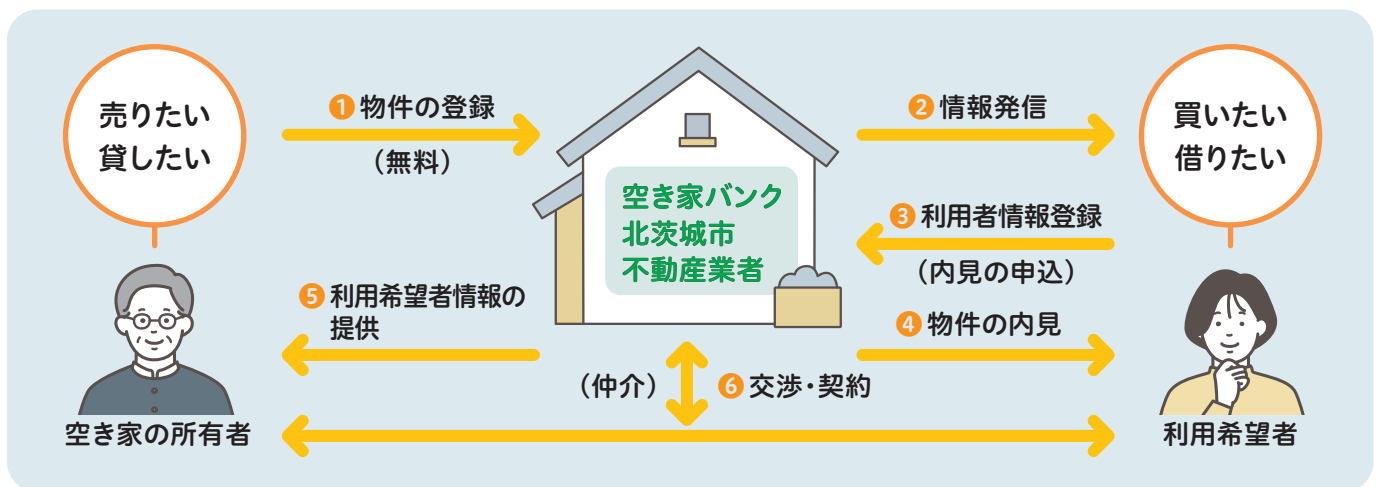
問 都市建設課

住所 北茨城市磯原町磯原1630

TEL 0293-43-1111

### ① 空き家バンク制度とは

空き家の売却や賃貸を希望する方から提供された情報を、空き家の購入や賃借を希望する方に提供するための制度です。空き家バンクに登録した物件情報は北茨城市のサイト等で掲載し、広く情報発信をします。



### 登録について

- 登録費用 無料
- ※物件が成約した場合には、担当不動産業者に仲介手数料の支払いが生じます。
- 登録には申請書等の提出が必要

### 登録するメリットは？

- インターネットで全国に発信

### どのような家が登録できる？

- 所有者が明らかな家
- 住宅として使用していた家
- 大規模な改修が不要な家

〈 広告 〉

住宅・マンション・土地のご相談は



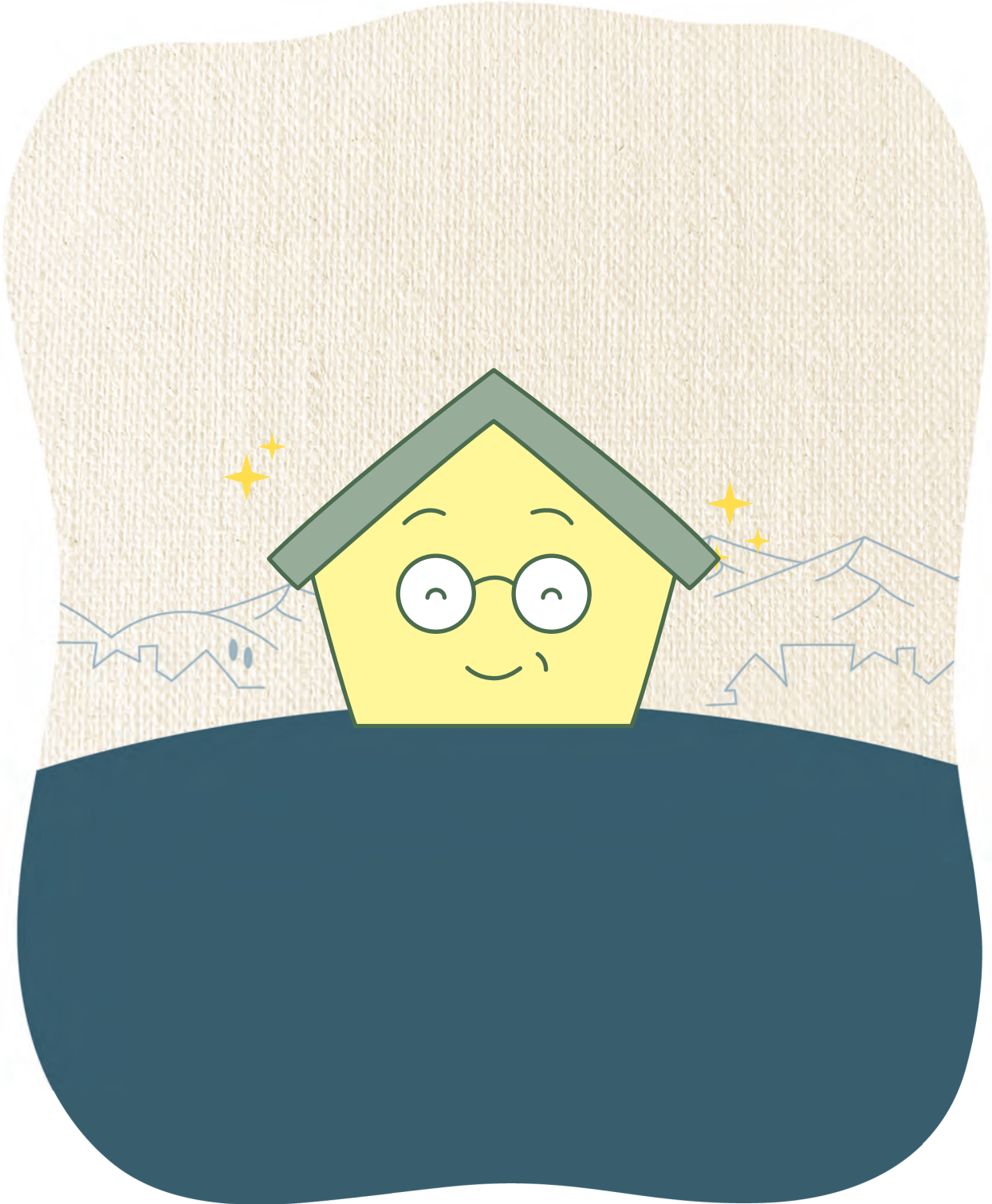
KantoService

株式会社関東サービス 茨城県知事(4)第6592号

北茨城の不動産情報 住宅・マンション・土地のご相談は(株)関東サービスへ

(株)関東サービスでは、北茨城市をはじめ茨城県北部及びいわき市周辺の不動産情報 住宅・マンション・土地をご紹介します。

〒319-1538 北茨城市華川町小豆畑900-1 TEL.0293-43-7520 FAX.0293-42-1238



北茨城市

どうする？

うちの空き家

